

**平成23年度
登米市教育基本方針**

平成22年10月

登米市教育委員会

平成23年度 登米市教育基本方針及び教育重点施策

1 登米市教育基本方針

生涯にわたって、文化的で生きがいに満ちた人生を歩むために、自ら学ぶことを楽しむとともに、これまで培われてきた歴史や文化をさまざまな場面で享受し、新たな歴史や芸術・文化を創造する心豊かで主体的に生きる市民の自立を目指します。

そのため、登米市総合計画を踏まえ、現代社会の動向と市の将来を展望し、教育環境の整備充実を図ります。同時に、生涯学習を基軸とした学校教育、社会教育、スポーツ振興の一貫した教育の充実発展を目指し、生涯学習社会にふさわしい人づくりのため、以下のことを基本方針とします。

- ・ 確かな学力の向上と社会性の育成
- ・ 市民自らの地域活動による地域コミュニティの育成
- ・ 市民誰もが親しめるスポーツの推進と健康・体力の増進
- ・ 地域の伝統文化の伝承と新たな芸術・文化の創造
- ・ 青少年活動の機会の拡大と豊かな人間性の創造

2 教育重点施策

1 生涯学習の推進

生涯学習は、自己啓発や生活の改善・向上など、それぞれの自発的意思に基づいて学習の内容や方法を自ら選択し、生涯にわたって実践し続ける学習活動であります。

高齢化や少子化の進行、国際化や情報化、科学技術の発展など、日々進展し続ける社会情勢の中で、市民一人ひとりが常に新たな可能性を見出し、自己実現を図っていくことは、豊かで充実した人生を送る上で不可欠なものであります。

本市としても、このことは安らぎと活力のある地域社会の創造につながるものと

の認識に立って、その学習環境の整備拡充など、市民の生涯学習の支援を積極的に行うものであります。

このため、次の施策を行います。

- 1) 市民の実情に合った生涯学習の体制づくり
- 2) 世代ごとの学習プログラムに沿った活動と学習環境の整備
- 3) 生涯学習に関する情報の提供と学習相談の推進
- 4) 生涯において学習意欲を維持していくための啓発活動と学習機会の提供
- 5) 生涯学習推進のための指導者・支援者の育成と研修の充実

2 学校教育の充実

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、確かな学力の定着や豊かな社会性の育成等を目指し、地域の特性を生かしながら信頼される学校づくりを推進します。

そのため、園児・児童生徒の実態に即した調和と統一のとれた教育課程を編成・実施するとともに、教職員の資質・能力を高め、指導力の向上を図り、園児・児童生徒一人ひとりの「生きる力」の育成に努めます。

また、園児・児童生徒が安心して学ぶことができるように、常に危機管理意識をもち、事故の未然防止と早期発見に努めます。

1) 幼稚園教育

幼稚園教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。そのため、幼児期にふさわしい教育環境を整備し、基本的な生活習慣や望ましい社会性、課題発見・課題解決能力を育成し、健全な心身の発達を図りながら、人間形成の基礎を築いていきます。

このため、次の施策を行います。

- (1) 家庭や地域との連携による基本的な生活習慣の定着
- (2) 心理的発達に応じた生活体験の充実による社会性の育成
- (3) 豊かな遊びを通じた課題発見・課題解決能力の育成
- (4) 小学校との連携、交流学習の推進
- (5) 家庭及び関係機関との密接な連携協力
- (6) 施設設備の整備と極小規模幼稚園の統合の推進
- (7) 教職員の研修の充実

2) 小中学校教育

小中学校においては、人間尊重の精神を基盤とし、知性に富み、豊かな情操と道徳性を備え、健康でたくましさのある、知・徳・体の調和のとれた社会性のある児童生徒の育成を目指します。

そのため、学力の向上と心の教育を中核にしながら、小・中の連携を強め、

基礎的・基本的な内容の確実な定着と自ら学び考える力の育成を図るとともに、道徳性の涵養及び心身の健康維持と促進に努めます。

さらに、国際的視野に立ちながら、生涯にわたって学び続ける意欲と態度及び郷土愛と連帯意識を培う教育の充実を図ります。

このため、次の施策を行います。

(1) 学習指導の充実

- ① 新学習指導要領完全実施に伴う、児童生徒・地域の実態に応じた教育課程の編成
- ② 習熟度別学習等の個に応じた指導の充実による基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成
- ③ 児童生徒の実態に応じた教育課程の開発による到達度格差の縮小
- ④ 児童生徒の減少や心理的発達に対応する小中の連携強化及び小中一貫教育の推進
- ⑤ 「登米っ子学習」による自主的学習の習慣化と学びの創造の奨励
- ⑥ 情報教育、国際理解教育、図書館教育の推進と充実
- ⑦ 学習状況調査の実施と結果の保護者・地域への開示

(2) 生徒指導の充実

- ① 自己指導力の育成と豊かな人間関係づくりの推進と充実
- ② 成就感や達成感が得られる「分かる授業」の展開
- ③ 基本的な生活習慣の形成とボランティア意識の高揚
- ④ いじめ実態調査による未然防止と対応
- ⑤ 学校不適応児童生徒への適切な対応と適応指導の推進
- ⑥ 家庭・地域・関係機関及び幼・小・中相互の密接な連携と協力
- ⑦ スクールカウンセラー、相談員による教育相談の充実

(3) 心の教育の充実

- ① 道徳教育、情操教育、人権教育を通じた「力強い生き方」の指導の徹底
- ② 思いやりや共生の心を育む福祉教育の充実
- ③ 道徳的価値の自覚を深める「道徳の時間」の指導の充実
- ④ 郷土を愛し環境を保全するふるさと教育や環境教育の充実
- ⑤ 社会の一員としての在り方・生き方を培う特別活動の充実

(4) 進路指導の充実

- ① 自らの生き方を見つめさせ、夢や希望を育む指導の充実
- ② 学級活動の中核とした計画的・組織的・系統的な指導の展開
- ③ 啓発的体験活動の推進
- ④ 総合的な学習の時間や学校行事での指導の補完

- ⑤ 家庭・地域・関係機関との連携の強化
- (5) 学校体育、保健安全教育の充実
 - ① 体力づくりと競技力向上の促進
 - ② 健康の維持増進と安全確保を期した指導の充実
 - ③ 給食指導、農業体験学習等を通じた食育の充実
 - ④ 総合型地域スポーツクラブへの積極的な参加促進
- (6) 特別支援教育の充実
 - ① 児童生徒の実態に基づいたきめ細かな教育課程の編成と実施
 - ② 保幼小中の連携による一貫した指導の確立
 - ③ 基本的な生活習慣の形成と交流学习や集団生活を通しての社会性の育成
 - ④ 将来の生活に向けての自立活動の指導と支援
 - ⑤ 校内生活における安全な生活の確保
- (7) 教職員の資質向上
 - ① 教職員としての使命・責任の自覚と豊かな人間性・社会性の修養
 - ② 各種研修の積極的な活用による専門的・実践的指導力の向上
 - ③ 登米市教育研究所における教職員研修の充実
 - ④ 幼稚園、小中学校教員の相互授業参観及び検討会を通じた指導力の向上
 - ⑤ ワークショップ形式を取り入れた校内研修の充実
- (8) 教育環境の整備
 - ① 適正な学習集団確保のための小学校の統合の推進
 - ② 施設設備の安全点検と施設の改築及び改修

3 社会教育の充実

すべての市民が強い協働意識で結ばれ、心豊かで生きがいに満ちた住みよい地域づくりを目指し、世代に即した生涯にわたる学習活動の充実と、地域活動に参加する機会の拡大を図り、協働のまちづくりの一端を担います。

このため、次の施策を行います。

- 1) 市民の実情にあった社会教育の体制づくり
 - (1) 各コミュニティ組織への支援強化と研修会の充実
 - (2) 地域の核となるリーダーの育成
 - (3) 地域住民による公民館の自主管理・自主運営に向けた体制づくりの進
推と指定管理者制度の導入
 - (4) 学習事業の企画・実施における住民参画の推進

- 2) 学習機会の充実と情報の提供
 - (1) ライフステージに応じた学習事業の展開支援
 - (2) 教育出前講座など市民の要望に応じた多様な学習事業の展開支援
 - (3) 関係機関・団体との連携強化による家庭教育の充実
 - (4) 学習ニーズの多様化に応じた学習情報の提供
- 3) 学習成果の活用と指導者の養成確保
 - (1) 地域における学習成果活用場の確保
 - (2) 各種指導者養成講座の開設
 - (3) ボランティア活動の奨励・支援
 - (4) 人材バンク創設による指導者の確保と活用
 - (5) 生涯学習団体の登録拡充による市民の自主活動への参加促進
 - (6) 家庭、地域、学校の連携支援による協働教育の推進
 - (7) 放課後子ども教室の開設と事業の推進

4 スポーツの振興

市民の健康増進や体力・技術の向上による明るく活気に満ちた地域づくりを目指し、スポーツを生活の中に取り込み、スポーツに興ずる楽しさを満喫するための市民総スポーツの推進と競技力の向上を図り、地域協働型の考え方を基本にして、スポーツの振興を図ります。

このため、次の施策を行います。

- 1) 生涯スポーツ社会に向けた事業の推進
 - (1) 総合型地域スポーツクラブの拡充
 - (2) スポーツ指導者の育成とスポーツ情報の提供
 - (3) 障害者スポーツと融合した体制の確立
 - (4) 健康・体力づくりに関する機関との連携強化
 - (5) 指導者及びボランティア人材バンクの奨励・支援
- 2) 競技力向上のための環境の整備
 - (1) 競技スポーツに関わるスポーツ団体の育成
 - (2) 学校部活動との融合の推進
 - (3) 体育協会・スポーツ少年団との連携強化
 - (4) 高度な指導技術を持つ指導員の育成
- 3) スポーツ施設の有効活用と整備
 - (1) 利用者の願いに応じた活用法の改善
 - (2) スポーツ施設の整備・改修
 - (3) スポーツ施設の指定管理者制度の導入

(4) 障害者・高齢者に配慮した施設の充実

5 地域文化活動の振興

市民の豊かな感性と情操を培い、潤いと安らぎのある生活の実現を目指し、先人の遺した貴重な文化財の保存と活用を推進して次世代に継承するとともに、かおり高い芸術・文化と触れ合う機会を確保しながら、新しい芸術・文化の創造を支援します。

このため、次の施策を行います。

1) 心を拓く芸術・文化活動の推進

- (1) 優れた芸術・文化を鑑賞する機会の充実
- (2) 地域に根ざした芸術・文化活動支援と新たな芸術・文化の創造
- (3) 芸術・文化団体等の自立と指導者育成の支援
- (4) 芸術・文化活動の活性化のための推進体制の充実

2) 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の保存や愛護とその活用
- (2) 史跡の保全及びその研究と紹介
- (3) 博物館・資料館等収蔵品の整備と活用
- (4) 無形文化財・民俗文化財等の継承と後継者育成の支援

6 青少年の健全育成

市の将来を担う青少年が社会の変化に主体的に対応できる資質と意欲を持ち、たくましく思いやりのある人間に育つための環境を整備します。

このため、次の施策を行います。

1) 健全育成のためのネットワークの充実

- (1) 市民総参加による青少年育成の啓発活動
- (2) 青少年団体の育成及び団体の活動支援
- (3) 地域の教育力を生かした青少年の居場所の確保
- (4) 国際感覚を高めるための関係機関との連携強化

2) ニーズを踏まえた学習活動の推進

- (1) 自主的な活動への指導と支援
- (2) 地域行事の企画・運営への積極的支援
- (3) 世代間交流を取り入れた活動の推奨
- (4) 学社連携・融合事業の積極的推進